

測量法施行規則及び地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

○測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正	現行
<p>（収用委員会に対する裁決申請書の様式）</p> <p>第一条の三 測量法施行令（以下「令」という。）第四条の国土交通省令で定める様式は、別表第一の三のとおりとする。</p> <p>（永久標識又は一時標識を設置したときの通知事項及び公表事項）</p> <p>第一条の四 法第二十一条第一項（法第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、永久標識又は一時標識を設置した年月日とする。</p> <p>（永久標識又は一時標識を移転したとき等の通知事項及び公表事項）</p> <p>第一条の五 法第二十三条第一項（法第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、永久標識又は一時標識の移転、撤去又は廃棄の別及びその年月日並びに移転後の所在地とする。</p> <p>（測量標又は測量成果の使用承認申請書の様式）</p> <p>第二条 法第二十六条及び法第三十条の規定により承認を得ようとする者</p>	<p>（測量標又は測量成果の使用承認申請書の様式）</p> <p>第二条 法第二十六条及び第三十条の規定による承認申請書の様式は、別</p>

は、別表第二の様式による申請書を国土地理院の長に提出しなければならない。

表第二のとおりとする。

(法第二十七条第二項の国土交通省令で定める電磁的方法)

第二条の二 法第二十七条第二項の国土交通省令で定める電磁的方法は、国土地理院の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用する方法とする。

(基本測量の測量成果等の閲覧)

第二条の三 国土地理院の長は、法第二十七条第三項（法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により測量成果及び測量記録を一般の閲覧に供するため、測量成果及び測量記録閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 国土地理院の長は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閱

覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を公告しなければならない。

3| 前二項の規定は、法第四十二条第一項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの閲覧に準用する。

(基本測量の測量成果等の謄抄本交付の手續)

第三条 法第二十八条第一項(法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により測量成果及び測量記録の謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、別表第三の様式による申請書を国土地理院の長に提出しなければならない。

2| 前項の規定は、法第四十二条第二項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの謄本又は抄本の交付に準用する。

(法第二十九条の国土交通省令で定める電磁的方法等)

第四条 法第二十九条、法第三十条第四項、法第四十三条及び法第四十四条第四項の国土交通省令で定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録

(測量成果の公開の手續)

第三条 法第二十八条第一項の規定により測量成果又は測量記録を閲覧しようとする者は、国土地理院の長の定める閲覧規程に従い、これをしなければならない。

2| 法第二十八条第一項の規定により測量成果又は測量記録の謄本又は抄本の交付を求めようとする者は、別表第三の様式による申請書を国土地理院の長に提出しなければならない。

3| 前二項の規定は、法第四十二条第二項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの閲覧及びその謄本又は抄本の交付に準用する。

(測量成果の複製承認申請書の様式)

第四条 法第二十九条の規定による承認申請書の様式は、別表第四のおおりとする。

する方法

二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

三 前二号に掲げるもののほか、国土地理院の長が定める方法

(測量成果の複製承認申請書の様式)

第四条の二 法第二十九条の規定により承認を得ようとする者は、別表第四の様式による申請書を国土地理院の長に提出しなければならない。

(作業規程に定める事項)

第四条の三 法第三十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 測量計画機関の名称
- 二 作業規程の名称
- 三 目的及び適用範囲
- 四 測定の基準
- 五 作業計画の作成の方法
- 六 精度管理の方法
- 七 図化の方法（図化を実施する場合に限る。）
- 八 地図編集の方法（地図編集を実施する場合に限る。）
- 九 測量成果の種類

(法第三十六条の計画書の様式)

第五条 (略)

(永久標識を設置したとき等の通知事項)

第五条の二 法第三十七条第三項の国土交通省令で定める事項は、永久標識を設置した年月日とする。

2 法第三十七条第四項の国土交通省令で定める事項は、永久標識又は一時標識の移転、撤去又は廃棄の別及びその年月日並びに移転後の所在地とする。

(基本測量及び公共測量以外の測量に関する届出書の様式)

第六条 法第四十六条第一項の規定により届出をしようとする者は、別表

第六の様式による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(測量士及び測量士補の登録申請書の様式)

第七条 令第十条第二項の規定による登録申請書の様式は、別表第七のとおりとする。

(帳簿)

第九条の十 (略)

(法第三十六条の計画書の様式)

第五条 (略)

(法第四十五条の届出書の様式)

第六条 法第四十五条の規定による届出書の様式は、別表第六のとおりとする。

(測量士及び測量士補の登録申請書の様式)

第七条 測量法施行令(以下「令」という。)第十条第二項の規定による登録申請書の様式は、別表第七のとおりとする。

(帳簿)

第九条の十 (略)

(登録養成施設の立入りの身分証明書の様式)

第九条の十一 法第五十一条の十八第二項の規定による証明書の様式は、別表第九の六のとおりとする。

(一括下請負の承諾に係る電磁的方法)

第十六条の六 法第五十六条の二第三項の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ (略)
- ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第五十六条の二第二項の承諾をする旨を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該元請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨を記録する方法

二 (略)

2・3 (略)

第十六条の七 令第二十八条の二第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する電磁的方法のうち注文者が使用するもの
- 二 (略)

(一括下請負の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十六条の六 法第五十六条の二第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ (略)
- ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第五十六条の二第二項の承諾をする旨を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該元請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨を記録する方法(同条第三項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 (略)

2・3 (略)

第十六条の七 令第二十八条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する方法のうち注文者が使用するもの
- 二 (略)

2 令第二十八条の二第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 前条第一項第一号イに掲げる方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

（下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法）

第十六条の八 法第五十六条の四第二項の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 注文者の使用に係る電子計算機と下請負人を選定する者（以下この条及び次条において「下請負人選定者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第五十六条の四第一項ただし書の承諾をする旨を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、当該下請負人選定者の使用

（下請負人の選定の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十六条の八 法第五十六条の四第二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 注文者の使用に係る電子計算機と下請負人を選定する者（以下この条において「下請負人選定者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第五十六条の四第一項ただし書の承諾をする旨を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、当該下請負人選定者の使用

に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨を記録する方法

二 (略)

2・3 (略)

第十六条の九 令第二十八条の三第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する電磁的方法のうち注文者が使用するもの

二 (略)

2 令第二十八条の三第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 前条第一項第一号イに掲げる方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨を記録する方法(同条第二項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 (略)

2・3 (略)

第十六条の九 令第二十八条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち注文者が使用するもの

二 (略)